

健康な村づくりに栄光輝く



発行
岐阜県加茂郡
東白川村公民館
印 刷
今井印刷所

10有余年の努力ついに実る 保健活動

昭和二十六年「健康な村づくり」を宣言して以来十数年、村ぐるみで健康づくりにつとめ、数多くの実績をあげてきた本村が、こんどまた保健部門で最高の栄誉ともいべき「保健文化賞」をうけました。この「保健文化賞」の受賞式は、去る九月十五日、東京有楽町第一生命ビルで行われましたが、本村からは河田村長と高木、村雲両事務支員が代表として上京し、晴れの受賞式に参列しました。(上段の写真は、晴れの「保健文化賞」を受ける河田村長)

輝く「保健文化賞」受賞にあたつて

東白川村長 河田勘市

このたび、ビル六階ホールにおいて「(こゝに、当日、両陛下から賜りました「お言葉」を本村が、多年にわたる保健行政の実績が認められ、去る九月十五日、誠に感激にたえないところ

東京第一生命

天皇陛下のおことば

長い間、保健衛生の仕事につとめ、よい成績をあげ深くよろこびとするところである。国民の福祉増進をはかる上に、保健衛生の仕事は、もつともだいじであります。これからも、後進のためにも、国民のためにも、一層努力してください。

皇后陛下のおことば

皆さん、このたび表彰をうけられましておめでとう。長い間の功績うれしく思います。国民のために、保健衛生の仕事はだいじであります。こんご一層努力してください。皆さんのご健康を祈ります。

このたび、「保健文化賞」受賞の光榮に浴し、翌十六日には、皇居宮殿北の間で天皇、皇后両陛下に拜謁しお言葉を賜り、誠に感激にたえないところ

東京第一生命

天皇陛下のおことば

長い間、保健衛生の仕事につとめ、よい成績をあげ深くよろこびとするところである。国民の福祉増進をはかる上に、保健衛生の仕事は、もつともだいじであります。これからも、後進のためにも、国民のためにも、一層努力してください。

村県民税第三期分
また村ぐるみ完納

十一月一日は、村県民税第三期分の納期限でした。係でこのほどまとめたと

ころによると、前回の八月末の第二期分完納につづいて、こんどもまた村ぐるみ完納というすばらしい成績でした。

村では、納税者のみなさうの理解と協力に、心から感謝しています。

す。

保健衛生の仕事は、きわめて地味であり、しかも、その効果を挙げるには、長い年月を要するものであります。健康は、決して他から与えられるものではなく、自ら努力して造りださるものであります。

本村は、この栄誉を契機として、さらに一層、保健

たとき、加えて県はじめ関係ご当局の適切なるご指導とご援助により、今日のこの輝かしい「保健文化賞」を得られたのであります。保健の推進につとめ、明日が一丸となつて、健康にして明るい村づくりに努力することを念願する次第であります。

八十二翁 安江房吉氏証

文化賞

うけて喜ぶ村人は

いやが上にも

保健守らむ

たくいまれと

聞くもうれしき文化賞

保健のみちで

村はさかえる



特別弔慰金

あらた
に支給

ただいま該当者を調査中

想像もできなかつた戦後
急速な進歩をみると、ついけ
ら「特別弔慰金」が支
給されることが
とになり、
村では、そ
の請求手続き
なくされた軍人、軍属、
軍属のかたがたのこと
あり、また、肉親を失われ

思いますことは、あのいきわしい戦争のため尊い生命をなくされた軍人、軍属、準軍属のかたがたのことであり、また、肉親を失われたご遺族的心情です。

戦後二十年をむかえた今日、すでに相当数の遺族年金、公務扶助料、遺族給与金などの受給者が失権（死亡、年令到達、再婚など）し、現在では、これらの受給資格がないため、身近かな遺族でありながら困からなんの給付も受けないかたがたが多くなつて

慰金」が支給されることがなり、そ
の請求手続きのため、ただいま該
当者を調査しています。この「特
別弔慰金」は、四月一日までに遺族
つて、弔慰護法によ

遺族	条件	件
配偶者	1.弔慰金をうける権利を取得していること。 2.遺族以外と再婚していないこと。ただし氏(姓)を改めず婚姻した場合はよい。	
子	1.弔慰金をうける権利を取得していること。また、弔慰金をうける権利を取得した配偶者が遺族以外と再婚しまたは4月1日現在死亡しているとき。 2.4月1日現在戦没者と養子縁組をとっていないこと。	
父母、祖父母、兄弟姉妹おじ、おばおい、めい	1.弔慰金をうける権利を取得していること。 2.戦没者と親族関係がなくなつていな	

なお、上記の条件のほか

1. 日本国籍があること。
 2. ことしの4月1日現在において、配偶者、子、父母等いづれの遺族も、扶助料、遺族年金、遺族給与金などを受けていないこと。

國勢調查

村の人口は四、三三八名

前回よりも三八七名減る

十月一日全国
せいにお
こなわれた「国勢調査」で
本村のまとめたところによ
ると、村の人口は男二、〇
六二名、女二、七六名計
四、三三八名となりました。
この数字は、前回の国勢
調査（三十年代）のときよ
り三八七人減ったことにな
りますが、これは最近の全
国的な傾向で、農村におけ
る出生率の低下や、都市へ
の人口流出などで、農村人
口が年々減少しており、本
村も、その例外ではなかつ
たわけで、毎年一〇〇名前
昭和二十年五、一一一名
二十五五年五、一六四名
三十年五、〇九五名
三十五年四、七二五名
今回（四十年）四、三三八名

理化を図るには「正しい『帳』以外にないことは、すでにご承知のことと思いま
す。

されるようお願いします。
申請書は、税務署又は役場にあります。必要な事項を記入してできるだけ早く
くわしいことは、税務署商工会、青色申告会で遠慮なくお聞き下さい。

もぜひた
青色で：

税務署では、十一月を「青色申告普及月間」として、記帳の方法等については、税務署、商工会、青色申告会などでご相談に応じています。また、青色申告会員登録申込書類も提出して下さい。

